

令和7年度滋賀県野洲市職員採用上級（文化財保護職）試験（追加募集）  
について

令和7年度滋賀県野洲市職員採用上級（文化財保護職）試験（追加募集）を次のとおり行います。

令和7年9月22日

野洲市長 櫻本 直樹

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
文化財保護職 （追加募集）	1人程度	文化財の発掘、調査および文化財保護等の事務に従事します。

2 受験資格

平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、次の(1)、(2)のいずれにも該当する者。

性別は問いません。

(1) 学校教育法による大学又は大学院において、考古学、歴史学、その他これらに類する学科等の専門課程を卒業又は修了、若しくは令和8年3月31日までに卒業又は修了見込みである者。

(2) 学芸員資格を取得又は令和8年3月31日までに取得見込みである者。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 野洲市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。また、日本国籍を有しない者は「公権力の行使」又は、「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務

の内容又は権限が統治作用と関わる程度が強いもの以外の職に任用されます。

### 3 第1次試験

筆記試験 SPI 試験（基礎能力試験・大学卒業程度）を次により行います。

ア 試験日 令和7年11月2日（日）

イ 場所 野洲市役所本館 野洲市小篠原2100番地1

（都合により変更となる場合があります。変更となった場合は、受験申込者あて通知します。）

ウ 方法

○SPI 試験 9：00～10：30

「言語分野」と「非言語分野」の2種類の問題を通して、コミュニケーションや思考力、新しい知識・技能の習得などのベースとなる能力について、活字印刷による筆記試験を行います。

### 4 第1次試験の結果発表

令和7年11月中旬頃に、野洲市役所庁舎前の掲示板及び野洲市ホームページに合格者の受験番号を発表するほか、第1次試験受験者全員に可否を通知します。

### 5 第2次試験

#### (1) 試験日および試験場所

令和7年11月中旬から下旬頃に行います。日時、場所等は第1次試験の合格者に通知します。

#### (2) 方法（都合により内容等を変更する場合があります。）

ア 口述試験（配点40点）

人物についての面接による試験を行います。

イ 専門試験（配点30点）

発掘調査および文化財保護に必要な専門知識等の能力について筆記による試験を行います。

ウ 実技試験（配点30点）

発掘調査および文化財保護に必要な実技能力についての試験を行います。

○口述試験の実施にあたり、第1次試験の合格者に対して、第1次試験の結果到達後、概ね7日間（土日祝日含む）以内に郵送または持参による履歴書の

提出を求めます。

## 6 最終合格者発表

第2次試験の結果に基づいて合否を決定の上、令和7年12月上旬から中旬頃に野洲市役所庁舎前の掲示板及び野洲市ホームページに合格者の受験番号を発表するほか、第2次試験受験者全員に合否を通知します。

## 7 採用及び給与

- (1) 最終合格者に対しては、後日採用に関して通知します。
- (2) 採用日は令和8年4月1日です。
- (3) 給料は、野洲市条例に基づいて支給されますが、およそ220,000円です。  
また、経歴に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。  
このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。  
なお、上記の額は、令和7年4月1日現在のものです。
- (4) 卒業又は修了、若しくは資格取得を見込みとして受験した者が、所定の期日までに卒業又は修了、若しくは必要な資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

## 8 受験手続及び受付期間

### (1) 受験手続

ア 採用試験の受験申込については、野洲市ホームページ内の職員採用ページの申込フォームから申し込みを行ってください。株式会社グラファーが提供する電子申請システム「スマート申請システム」を使用して受け付けます。

イ 郵送及び窓口での申込受付は行っておりませんご注意ください。

ウ その他、申込手続きや申込方法については、野洲市ホームページ上の「試験申込時の手続き」を確認してください。申込手続きにおいて不備などの理由で手続きが完了しない場合は、受験できなくなることがあります。受験できない場合、本市は責任を負うことができません。

### (2) 受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月20日（月）まで

（受付期間中は24時間申込を受け付けますが、システム保守等で利用できな

い場合があります。また、受付終了期間前はシステムが込み合う恐れがありますので、時間的に余裕を持って申し込みをしてください。